

岡崎市新型インフルエンザ等感染症に伴う1日葬、通夜、葬儀等の実施に関するガイドライン

はじめに

このガイドラインは、新型インフルエンザ等感染症に感染し、もしくは感染した疑いがあるご遺体に対する1日葬、通夜、葬儀等（以下、「葬儀等」という。）を安全安心に実施するためのガイドラインです。

葬祭事業者の対応支援を目的として作成しております。

○葬儀等を実施する場合について

令和2年7月29日付けの厚生労働省、経済産業省からの通知「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を遵守し、適正な処置を講じて葬儀等を実施すること

○葬儀等を行うホール等での注意すべき事項について

- ・可能な限り「家族葬」にて実施し、濃厚接触者の参列は控えること
- ・棺の蓋は密閉されているため、親族であっても開けられないこと
- ・参列者の人数制限に努めること
- ・親族であっても葬儀等が日をまたぐ場合は面会等の時間制限等を設けて感染症対策を講じること
- ・葬儀等を実施する場所は、感染症対策等が整う環境であって、不特定多数の人が出入りできないような場所が好ましく、葬祭事業者の管理者等が部屋等の選定をすること。

○死亡から火葬までの流れについて ※イメージ

① 死亡～安置

- ・既に病院にて納体袋に入れた状態で病院内霊安室等にて納棺（目張りテープ等の処置）しホール等へ搬送すること
（注意）事前に献花等はこの時点で棺に入れておくこと

② 1日葬、通夜、葬儀

- ・国、市のガイドラインを参照し処置を講じること

③ お別れ、出棺

- ・献花等は棺の上等に置き、拝顔できるように対応することもできる
（注意）棺の蓋の開閉は行わないこと

④ 火葬場への搬送

- ・「岡崎市新型インフルエンザ等感染症遺体搬送・火葬実施マニュアル」を参照し処置を講じること
- ・火葬場への参列については、近い親族のみでの了解を得るよう努めること